明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する件（国土交通九四九）　一
○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する件（同九五〇）　九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、型式部材等製造者の認証関係　六一
地方公共団体
行旅死亡人関係　六二
会社その他
会社決算公告

告示

○国土交通省告示第九百四十九号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年八月十九日　国土交通大臣　前原　誠司

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

「協定規則第48号第４改訂版補足第３改訂版」を「協定規則第48号第４改訂版補足第４改訂版」に、「協定規則第98号補足第12改訂版」を「協定規則第98号補足第13改訂版」に、「協定規則第112号補足第11改訂版」を「協定規則第112号補足第12改訂版」に、「協定規則第123号補足第４改訂版」を「協定規則第123号補足第３改訂版」に改める。

第三十条第二項中「同規則第７改訂版」を「同規則第７改訂版補足改訂版」に改める。

第四十二条第八項中「5.3.1.」の下に「及び5.3.2.」を加える。

第四十三条第１項中「協定規則第19号第３改訂版補足改訂版」を「協定規則第19号第３改訂版補足第２改訂版」に改め、同項ただし書中「5.7.」の下に「(5.7.2.及び5.7.3.を除く。)」を加え「5.5.(i)」を「5.5.(a)」に改める。

第五十九条第１項中「種類３、４及び６」を「種類６」に、「２b、３」を「２b」に改める。

第百二十条第九項後段中「(5.3.1.」の下に「及び5.3.2.」を加える。

第百二十一条第三項第五号を次のように改める。

五　側方照射灯は、車両中心面の両側に１個ずつ取り付けられていること。

第百二十六条第三項第六号までの規定中「長さ６mを超える自動車」の下に「(第８号に規定する自動車を除く。)」を加え、同項中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを１号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の１号を加える。

八　長さが６mを超え７m以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満の自動車に限る。）の左右それぞれに備える側方灯は、前部に備える側方灯のその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が３m以内となるように、かつ、後部に備える側方灯のその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの３分の１以内となるように取り付けられなければならない。

第百二十六条第七項第三号中「第７号」を「第８号」に改める。

第百三十三条の二第三項第六号中「50%以下」の下に「(これによりがたい場合は、自動車の構造上取り付けることができる最も短い間隔（1,000mm以下に限る。)とする。)」を加える。

第百三十七条第１項第三号の表中ニの項を削り、第四項第十五号中「、ロ及びニ」を「及びロ」に改める。

第二百条第三項第五号を次のように改める。

五　側方照射灯は、車両中心面の両側に１個ずつ取り付けられていること。

第二百四条第三項第三号から第六号までの規定中「長さ６mを超える自動車」の下に「(第８号に規定する自動車を除く。)」を加え、同項中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを１号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の１号を加える。

八　長さが６mを超え７m以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満の自動車に限る。）の左右それぞれに備える側方灯は、前部に備える側方灯のその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が３m以内となるように、かつ、後部に備える側方灯のその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの３分の１以内となるように取り付けられなければならない。

第二百四条第七項第三号中「第７号」を「第８号」に改める。

第二百十一条の二第三項第六号中「50%以下」の下に「(これによりがたい場合は、自動車の構造上取り付けることができる最も短い間隔（1,000mm以下に限る。)とする。)」を加える。